

第1号

一般廃棄物収集運搬業許可証

住所 熊本市中央区水前寺3丁目3番25号

氏名 河津造園株式会社

代表取締役 先崎 尚祐

事業所の所在地	熊本県上益城郡益城町大字小谷1323番5号
事業所の名称	河津造園株式会社
作業区域	益城町内一円及び熊本市内一円に限る。
廃棄物の種類	益城町及び熊本市域内の造園作業に伴い発生する一般廃棄物（落ち葉等）に限る。
許可期限	令和4年12月1日から令和6年11月30日まで
処理業の区分	一般廃棄物（落ち葉等）の収集運搬業のみ。
その他許可条件	<ul style="list-style-type: none">・搬入場所は益城町内の許可を得た木くずリサイクル施設に運搬することのみに限る。・積替え及び保管は行わない。・その他、裏面のとおり

令和4年8月3日付け申請の一般廃棄物収集運搬業については、益城町廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第7条第1項の規定により許可します。

令和4年（2022年）11月24日

益城町長 西村 博 則



(裏面)

許可の条件

- 1 許可業者は、作業区域内の一般廃棄物を益城町の収集計画に従い収集すること。
- 2 許可業者は、下記の各号に該当する行為を行わないこと。
 - (1) 関係法令に違反する行為
 - (2) 一般廃棄物収集に際し不当の料金又は金品を要求すること
 - (3) 住民に著しく迷惑をかける行為

注意事項

- 1 この証は、他人に譲渡又は貸与しないこと。
- 2 この証の有効期間が満了し又は営業の許可が取り消されたときは、すみやかに返納すること。
- 3 営業を十日以上休止しようとするときは、休止の日前十五日までに、又廃止しようとするときは廃止の日前三十日までに許可証を添えて届け出ること。